

議事要旨(2) 企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬専門委員長及び秋葉主席研究員より、企業結合専門委員会では、プロジェクト計画表において企業結合（ステップ2）とされている企業結合等の会計処理の見直しについて、7月を目途に論点整理の公表に向けて検討を進めていることと、「企業結合会計の見直しに関する論点の整理（たたき台）」に沿った説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

（【論点1】連結財務諸表における少数株主持分の取扱いについて）

- ・ 今後の方向性では、支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動によって生じた差額を純資産の部における評価・換算差額等として将来に繰り延べ、子会社ではなくなったときに損益に振り替えるという案が記載されている。この案を検討するうえで、当該差額を評価・換算差額等を含めて繰り延べるのではなく、少数株主持分に直接加減算するという方法も考えられ得るのではないかと。

この点につき、事務局側から、これは、当該差額をどこで繰り延べるかという論点であるが、評価・換算差額等ではなく少数株主持分に意味を持たせる方が一般的であれば、少数株主持分に直接加減算するという方法は難しいのではないかと回答がなされた。

- ・ 支配が継続している場合の子会社に対する親会社持分の変動によって生じた差額の会計処理が、我が国の連結会計基準と国際的な会計基準とで異なり、またボトムラインの表示についても、少数株主に帰属する利益の表示方法が同様に異なるため、読み手に誤解を与える可能性あるのではないかと。

この点につき、事務局側からは、我が国の連結会計基準は、親会社株主の立場を重視した当期純利益とその開示を定めており、国際的な会計基準とは、その意味では異なるが、我が国のスタンスを維持しつつ、コンバージェンスの観点から、どこまで両者を近づけることができるかを現在検討しているとの回答がなされた。

（【論点2-2】条件付取得対価の交付について）

- ・ 条件付取得対価として、例えば、株式が交付される場合と社債が発行される場合とでは、資本とされるのか、負債とされるのかで異なる。このように、負債と資本の区分の取扱い如何によっては、貸借対照表の見方や損益の生じ方も異なると考えられるが、これらについて、どのように考えているか。

この点につき事務局側からは、ご発言の件は、論点の整理にどこまで含めるかの問題であり、論点の整理においては、条件付取得対価の考え方及び株式を交付する場合の設例の紹介に留めている。今後会計基準の開発の段階で、金融商品全般に関する論点と関連づけて整理される論点の一つとなる可能性はあるとの回答がなされた。

以上